

令和4年12月16日

各県立学校長 殿

保健体育課長

冬季休業期間中における児童生徒の新型コロナウイルス感染防止対策
の徹底について（依頼）

学校における新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省の学校衛生管理マニュアル等に基づき、各学校において適切に対応していただいているところですが、現在、県内では新規感染者数が上昇傾向に転じており、中でも、10歳代の感染者数が増加傾向にあります。

間もなく、冬季休業を迎えますが、この期間は子供たちが家族や友人と外出したり、親戚と集まったりするなど、人と交流する機会が増えることにより、感染の可能性が高まることも考えられます。

については、場面に応じた適切なマスクの着脱や換気などの基本的な感染対策及び当該期間の子供たちの過ごし方について、保護者の理解と協力を呼びかけてください。

また、部活動の実施に当たっては、部活動中だけでなく、練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時のほか、部活動前後の集団での飲食や移動時などにおいても、地域の感染状況に応じて必要な感染対策を講じるとともに、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドライン等も踏まえた対応を行ってください。更に、寮や寄宿舎を設置している学校においては、学校や地域での感染状況に応じて共有スペースの使用制限を行う等、徹底した感染防止対策を講じてください。

なお、「『年末年始の感染対策についての考え方』について（令和4年12月12日付け事務連絡 文部科学省）」が発出されておりますので、貴校の関係職員へ周知してください。

連絡先

担当：健康教育係 永田

電話：099-286-5318

FAX：099-286-5671

※ 本文書の文書管理上の分類記号
「G-3-0（保健管理総括）」

「年末年始の感染対策についての考え方」（新型コロナウイルス感染症対策分科会）についてお知らせします。



事務連絡
令和4年12月12日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「年末年始の感染対策についての考え方」について

先日、12月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、下記のとおり「年末年始の感染対策についての考え方」が取りまとめられました。

- ・年末年始の感染対策についての考え方（新型コロナウイルス感染症対策分科会）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/tai_sakusuisi_n/bunkakai/dai21/tai_saku.pdf

これは、新型コロナウイルスの今後の感染拡大に伴い、社会経済活動を維持しながら、医療のひっ迫を招かないようにするための年末年始における感染対策について示したものとなりますので、御参照いただき、各自治体の衛生主管部（局）と連携し、状況に応じて必要な周知等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、12月6日に同様の趣旨で、別紙の「年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて」のとおり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から帰省の際の検査に関する周知依頼がありましたので併せてお知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

事務連絡
令和4年12月6日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて

今秋以降の感染拡大への対応については、先般11月18日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定いたしました。

本決定においては、今秋以降の感染拡大が、今夏のおミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することとしています。

本決定を受け、年末年始期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、年末年始期間中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

- ・ 帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただくこと
特におミクロン株対応ワクチンを未接種の方は、おミクロン株対応ワクチンを接種していただくとともに、積極的に検査を受けていただくこと
- ・ 年末年始期間中（令和4年12月24日から令和5年1月12日まで。以下同じ。）、上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・ 年末年始期間中、主要な駅（駅周辺を含む。）や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

については、貴府省庁におかれては、上記について十分ご了知の上、関係団体へ周知いただくようお願いいたします。

年末年始の感染対策についての考え方

令和4年12月9日
新型コロナウイルス感染症対策分科会

- 新型コロナウイルスの新規感染者数については、短期的な予測では、地域差や不確実性はあるものの、全国的に増加が継続すると見込まれている。また、日本は欧米諸国と比べて自然感染者の割合が低いこと、今後、免疫の減衰や免疫逃避能のある株への置き換わりなどにより、まだ多くの感染者が発生し、保健医療への負荷が高まる可能性がある。
- 社会経済活動を維持しながら、医療のひっ迫を招かないようにするために、この年末年始の様々な活動は実施しながら、次の3点の感染対策をポイントとするべきである。

(1) オミクロン株対応ワクチンの早期接種

オミクロン株対応ワクチンは従来型ワクチンを上回る重症化予防効果、発症予防効果や感染予防効果が期待されている。社会経済活動を維持するためにワクチン接種は重要である。冬は帰省や受験など大切な時期であり、オミクロン株対応ワクチンの年内の接種を推進することが必要である。

(2) 同時流行や感染拡大が生じた場合の医療ひっ迫防止

同時流行や感染拡大が生じた場合に医療のひっ迫を招かないよう、外来受診や自宅療養に関する以下の内容を国民に十分周知していく必要がある。

- ・重症化リスクが低い方(高齢者や基礎疾患のある方、妊婦や小学生以下の子ども以外の方)は、喉の痛みや発熱などの症状が出た場合、自ら抗原定性検査キットを使った検査を検討する。陽性の場合、軽症であれば、地域の健康フ

フォローアップセンターに登録して自宅療養を行う。

- ・年末年始は医療機関の診療体制が通常とは異なることから、事前に地域の医療機関を確認するとともに、抗原定性検査キットや解熱薬等を事前購入する。

(3) 十分な換気の実施等

場面に応じた適切なマスクの着脱などの基本的な感染対策を徹底する必要がある。特に、感染力の強いオミクロン株に対して換気は重要であり効果が期待される。冬場は暖房器具の使用のため窓を閉め切りがちになるため、室内温度に留意しながら、定期的に窓開けを行うことが望ましい。

また、帰省先では地元で高齢の親族等と接する機会が多くなるため、事前に検査を受けるよう呼びかけることが必要である。